

川崎市上下水道局改良工事実施要綱

(平成 22 年 3 月 31 日 21 川水工管第 525 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成 22 年水道局規程第 1 号。以下「施行規程」という。）第 20 条第 1 項第 3 号に規定する工事のうち、改良工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽給水管 施行規程第 13 条第 1 項に規定される範囲において、口径が 50 ミリメートル以下であり、かつ管種が水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管の内外面ポリエチレン被覆管、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管の内外面硬質塩化ビニル被覆管、水道用ステンレス鋼管及び水道用波状ステンレス鋼管以外の給水管をいう。

(2) 公道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条に規定する道路、幅員の一部が当該道路によって構成される道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。

(3) 私道 公道以外の道路で、同一の建物に属さない 2 戸以上が使用しているものをいう。

(4) バルブ 止水栓又は仕切弁をいう。

(5) 宅地内 2 メートル 宅地内における公道又は私道（以下「公道等」という。）と宅地の境界から給水管の水平延長で 2 メートルをいう。

(改良工事)

第 3 条 管理者は、施行規程第 13 条第 1 項に規定する範囲（公道等にバルブの設置が必要な場合にあつては、配水管の取付口から当該バルブの設置

が必要な箇所又は別に定める箇所までの範囲）において、老朽給水管の取替え及びバルブ等の設置の工事（以下「改良工事」という。）を実施するものとする。

（付帯工事）

第4条 管理者は、改良工事（公道等にバルブの設置が必要な場合を除く。）

を施行する給水装置又は受水槽以下の装置に設置されたメーターの口径が40ミリメートル以下の場合は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める工事を改良工事に付帯して実施することができる。

（1）メーターが、配水管への取付口に最も近い宅地内2メートル以内の範囲にないとき 当該宅地内2メートル以内の範囲へのメーター等の移設及び当該メーターが設置されていた箇所の配管接続

（2）メーターが、配水管への取付口に最も近い宅地内2メートル以内の範囲にあるとき 施行規程第7条第1項第6号に規定する位置に設置したバルブから当該メーターまでの範囲の給水装置の変更

2 メーターが2個以上ある場合は、前項各号に規定する工事は実施しない。

ただし、一戸建て住宅においては、配水管への取付口に最も近い宅地内2メートル以内の範囲にあるメーターに限り、前項第2号に規定する工事を改良工事に付帯して実施することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、同項各号に規定する工事を改良工事に付帯して実施することができる。

（同意）

第5条 管理者は、改良工事の施行の際に、私道又は宅地内の掘削を要する場合は、当該私道又は宅地の所有者等の利害関係人から、当該掘削の範囲及び復旧の方法について同意を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定により同意を得た掘削の範囲及び復旧の方法を変

更する場合は、改めて当該私道又は宅地の所有者等の利害関係人から同意を得なければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。